

八代市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和6年1月15日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	北	園	武	広

定期監査結果に対する

措置状況

(令和6年1月)

八代市監査委員

## 目次

### 措置の内容

#### 【令和3年度実施分】

- ◆ 生涯学習課・・・ 1

#### 【令和4年度実施分】

- ◆ 鏡支所産業建設課（旧農林水産政策課 鏡農林水産地域事務所）・・・・・・ 2
- ◆ 納税課・・ 3
- ◆ 水産林務課・・ 6
- ◆ 選挙管理委員会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

#### 【令和5年度実施分】

- ◆ 秘書広報課・・ 10
- ◆ 国際課・・ 12
- ◆ 危機管理課・・ 14
- ◆ 企画政策課・・ 15
- ◆ 循環社会推進課・・ 16
- ◆ 環境施設課・・ 17

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 生涯学習課  
監査対象年度 令和 2 年度  
監査実施期間 令和 3年11月22日 ～ 令和 3年12月16日

指摘事項	<p>①八竜山自然公園管理運營業務の受託者に歳入の収納事務が委託され、その旨の告示、公表、収納委託証の交付は行ってあるものの、八代市会計規則第17条の規定に基づく契約が締結してなかった。</p> <p>また、受託者が収納した使用料は、会計管理者又は指定金融機関等に払い込まずに生涯学習課に持参され、生涯学習課の職員により千丁支所地域振興課に持参されていた。</p> <p>八代市会計規則第17条に、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託するときは、同条第1号から第8号に規定されている事項を内容とする契約書を取り交わすものと規定されている。</p> <p>また、地方自治法施行令第158条第3項に、収納の事務の委託を受けた者は、収納した歳入を、その内容を示す計算書を添えて、会計管理者又は指定金融機関等に払い込まなければならないと規定されている。</p> <p>地方自治法施行令及び八代市会計規則に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった八代市会計規則第17条の規定に基づく契約については、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託するときに必要となる第1号から第8号に規定されている事項の関係部分を追加し、契約を締結しております。併せて、受託者に直接、会計管理者又は指定金融機関等に払い込みをお願いしております。</p> <p>また、受託者は、収納した歳入を、その内容を示す計算書を添えて、会計管理者又は指定金融機関等に払い込むように改善しております。</p> <p>今後、地方自治法施行令及び八代市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 農林水産政策課 鏡農林水産地域事務所  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年9月16日 ～ 令和4年10月14日

指摘事項	<p>令和4年3月4日に碓原農村公園敷地の行政財産使用許可を行ってあったが、その使用料の調定や納入の通知がされておらず、使用料を徴収していなかった。</p> <p>八代市行政財産使用料条例により、使用許可の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割りをもって計算するとされているため、日割り計算し請求を行うべきであった。この使用料については、令和3年度の収入とすべきものであるが、未請求であったため、速やかに納入通知を行っていただきたい。</p> <p>今後は、八代市会計規則、八代市行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった行政財産使用料については、令和3年度の収入にすべきであった碓原農村公園敷地の使用料を日割り計算し、令和4年10月25日付けで納入の通知を行いました。</p> <p>今後は、八代市会計規則、八代市行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            納税課  
監査対象年度        令和3年度  
監査実施期間        令和4年9月16日 ～ 令和4年10月14日

指摘事項	<p>① 収納支援システム保守点検委託の契約書に、再委託の禁止が規定されているにもかかわらず、受託者に発注された部品交換の作業は、別の業者への再委託によって実施されていた。</p> <p>再委託を行う必要がある場合には、契約書に、書面による委託者の承諾を得たときは第三者に委託することができることを規定し、再委託の承諾を行ったうえで作業を行ってもらうようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 令和5年度の保守点検委託の契約書に、書面による委託者の承諾を得たときは第三者に委託することができる旨を規定しました。今後は再委託の承諾を行ったうえで作業を行ってもらうようにします。</p>

指摘事項	<p>② 八代市と指定金融機関、提携コンビニエンスストア本部、スマートフォン等の電子機器による決済サービスに係る提携先等との間で、収納事務の委託契約が締結され、その旨の告示が、平成28年3月31日に、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの委託期間について行われていたが、平成31年4月1日以降の委託期間の告示は行われていなかった。</p> <p>歳入の収納事務を私人に委託した時は、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき、その旨を告示していただきたい。</p>
改善内容	<p>② 改めて令和5年3月31日付八市告示第49号において歳入の収納事務を私人に委託した旨を告示しました。</p>
指摘事項	<p>③ 債権差押取立用の領収書への1冊ごとの連番記入があらかじめ行われず、書き損じた場合の斜線による処理が行われていないものが複数枚あった。</p> <p>「会計事務の手引き」に基づき、領収書への事前の連番記入や書き損じた場合の処理を適正に行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>③ 債権取立用の領収書については、あらかじめ連番記入を行いました。書き損じた場合の処理については、斜線を引くなどして適正に処理するよう職員に周知しました。今後も周知徹底していきます。</p>

指摘事項	<p>④ 夜間窓口等の時間外に使用する手書き領収書は、会計管理者から交付を受けたものではなく、納税課で作成したものが使用されていた。</p> <p>八代市会計規則第13条に「出納員等が交付する領収証は、会計管理者から交付を受けた領収証書（様式第2号）によるものとする。」と規定されている。</p> <p>納税課で領収書を作成する場合、会計管理者の合議を経るなど、会計管理者の承認を得ていただきたい。</p>
改善内容	<p>④ 改めて令和5年3月23日付で八代市会計管理者の承認を得ました。</p>



八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 水産林務課  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年10月26日 ～ 令和4年11月16日

指摘事項	<p>① 林道菊池人吉線への電柱（本柱）の設置に伴う令和3年度の道路占用料が1本につき1年当たり1,230円の2か月分の10円未満を切り捨てた金額である200円が令和4年1月24日に収入してあった。</p> <p>占用料の金額は、八代市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月23日条例第26号）により、令和2年4月1日以降、1本につき1年当たり1,230円から1,280円に改正されているため、本件の道路占用料は、210円にすべきであった。</p> <p>関係条例の確認を行い、その規定内容に基づき適正な徴収事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘のありました道路占用料につきまして、歳入予算の積算根拠に1本につき1,280円と記載し、納入依頼を行う時には、誤りがないよう確認し、今後とも関係条例の規定内容に基づき適正な徴収事務を行ってまいります。</p>

指摘事項	<p>③ 水産林務課で会計事務を行っている水無川環境保全協議会が潮堰愛護会（乙）と締結した潮堰管理委託契約書第6条に「この業務遂行に要する経費（作業用具及び保険等）は、すべて乙の負担とする。」と規定され、作業要項に「作業に当たっては、作業中事故等が発生しないよう労務等の安全管理に努め、保険等に加入するものとする。」と規定されているが、保険料は、委託料の算定基礎に含まれておらず、保険の加入状況の確認も行われていなかった。</p> <p>保険料を委託料の算定基礎に含め、保険等の加入状況の確認を行うなど、契約書等の規定に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>③ 指摘のありました令和3年度の委託契約につきましては、今回の指摘内容に十分注意を払い、契約書等の規定に基づき適正な事務処理に努めます。なお、潮堰管理委託契約については、管理方法の見直しに伴い令和4年度から団体等への委託を行っておらず、作業の必要性が生じた際には業者委託により対応することとしております。</p>
指摘事項	<p>④ 水産林務課で会計事務を行っている八代市みどり推進協議会の令和3年度の緑の募金の領収書に連番が記入してなかった。また、未使用の令和3年度の領収書が農林水産地域事務所に保管してあった。</p> <p>不正防止のため、領収書及び領収書控えにはあらかじめ連番を記入し、未使用分の領収書の回収とその際の枚数確認を徹底していただきたい。</p>
改善内容	<p>④ 指摘のありました緑の募金の領収書連番の件につきまして、令和5年度より領収書及び領収書控えに連番を記入し、未使用分の領収書につきましては、速やかな回収及び枚数確認を徹底してまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市選挙管理委員会  
委員長 高浪 智之

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 選挙管理委員会事務局  
監査対象年度 令和 3 年度  
監査実施期間 令和 4 年 10 月 26 日 ～ 令和 4 年 11 月 16 日

指摘事項	<p>① ポスター掲示場作製・設置・保守・撤去委託業務において、仕様書では受託者は使用した板面を合法的な手法により処分し、処分した旨の報告書を提出することとなっている。</p> <p>掲示板の規格について、回収後にリサイクル処理できるものと指定していることから、処分後にリサイクル業者から発行されるリサイクル証明書等を処分の報告書として提出するよう受託者へ説明してあったが、提出がされていなかった。</p> <p>今後は、契約内容が確実に履行されているか、完了報告書や添付書類などにより、完了確認を十分に行い、適正な事務に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘事項については、令和 5 年 4 月 9 日執行の熊本県議会議員一般選挙にて、リサイクル証明書を処分の報告書として收受確認を行いました。</p> <p>今回から、提出書類の漏れを防ぐ対策として、新たに以下の 3 点を実施しました。</p> <p>(1) 契約相手方へ渡す業務日程表にリサイクル証明書の提出期限の記載。</p> <p>(2) 業務完了後の提出書類一覧にリサイクル証明書を追記。</p> <p>(3) 事務引継書に、契約相手方との打ち合わせの際、業務完了後には必ずリサイクル証明書の提出を指示する旨の記載。</p> <p>今後は、契約内容の確実な履行を確保するため、契約相手方との連絡体制や連携を十分に図るほか、完了報告書や添付書類に細心の注意を払いながら、必要な手続きや記録が適切に行われていることを確認いたします。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>② 特別職非常勤職員である選挙管理委員会委員の令和3年5月分の月額報酬が、令和3年5月31日に支払われていた。          特別職非常勤職員の月額報酬の支払日は、八代市報酬及び費用弁償条例により、市長が別に支給日を定めた場合を除き、毎月25日と定められている。          条例に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>② 指摘事項については、定められた支給日での事務処理を徹底してまいります。          また、これまで定められた支給日が休日に当たる場合の取り扱いを規定していなかったため、今後は、関係条例に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            秘書広報課  
監査対象年度        令和4年度  
監査実施期間        令和5年4月10日 ～ 令和5年5月11日

指摘事項	<p>① やつしろインフォメーションの閉庁日（祝日・振替休日・年末年始）の放送について、放送実績が受託者から提出されておらず、実績確認が行われていなかった。 このことについては、令和元年度及び令和3年度の定期監査においても同様の指導を行っていたが、改善が見られなかった。 放送実態がないのであれば、契約不履行となりかねないので、委託料の積算根拠を明らかにしたうえで、契約内容について両者で協議を行い、実情に応じて内容を見直すなど、契約に沿った適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘のあった「やつしろインフォメーションの閉庁日（祝日・振替休日・年末年始）の放送実績に関する確認がない」ことについては、受託者と業務委託仕様書の見直しについて協議を行い、次年度契約分より、閉庁日（祝日・振替休日・年末年始）については、放送期間外とすることを確認しました。 また、委託料の積算根拠もあわせて作成いただき、委託料の根拠となる金額についても確認を行いました。</p>

指摘事項	<p>② 八代市公式ホームページ常時SSL化対応業務委託の契約において、不具合が生じたため委託業務期間を延長してあったが、期間延長に伴う契約変更の手続が行われていなかった。</p> <p>適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>② 指摘のあった「八代市公式ホームページ常時SSL化対応業務委託契約における契約変更の手続き漏れ」については、今後、このような事務手続きの誤りが起こらないよう、委託業務に内容変更があった際には、契約変更の手続きを徹底するよう、課内職員に指示しました。</p>

八市国際第335号  
令和5年12月21日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 国際課  
監査対象年度 令和4年度  
監査実施期間 令和5年4月10日～令和5年5月11日

指摘事項	<p>(ア) 国際課で行っている準公金の会計事務（やつしろ国際協会分）において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <p>① 会費を現金で受け取ってから金融機関に入金するまで、1か月以上たっているもの ② 窓口払の講師謝礼について、委任状の受領がなく委任について本人（債権者）に確認が取れていないにもかかわらず、本人（債権者）ではない者に支払を行っているもの</p> <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) ① 会費を含め現金の取扱いがある場合は、公金等取扱マニュアルに沿って速やかに事務処理を行うよう徹底しています。</p> <p>② 現在は、本人（債権者）名義の口座への振り込みが困難な場合は、本人（債権者）に直接手渡しで支払うか、適切な委任状を取得したうえで、受任者へ支払うよう改善しています。</p> <p>今後も共通指摘事項に記述のある点に留意し、適正な会計事務を行うよう徹底します。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>(イ) やつしろ国際協会事務局から宛先のメールアドレスを伏せないまま全会員にメール送信を行ったことにより、会員同士がそれぞれのメールアドレスを一時的に閲覧できる状態となった事故があった。</p> <p>複数にメールを送信する場合には、2人以上の職員による確認を徹底するなど、再発防止に努めるとともに、個人メールアドレスなどの市が所有する情報資産の取扱いにおいては、八代市情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な情報資産の管理を行っていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>(イ) 事故発生後、職場内で本件の経緯等の共有、情報セキュリティ対策の再確認を行いました。</p> <p>また、事故発生以降、複数にメールを送信する場合は、メールアドレス Bcc 欄への入力について、2人以上の職員で確認を行うよう徹底しており、月1回、ミーティングの際にも再確認のため周知しています。</p>



八市危管第1279号  
令和5年12月28日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 危機管理課  
監査対象年度 令和 4年度  
監査実施期間 令和 5年 4月10日 ～ 令和 5年 5月11日

指摘事項	<p>(ア) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の調定が、決定通知日の令和4年6月30日ではなく、確定通知日の令和5年3月16日に行われていた。県支出金は、交付決定通知のときに調定し、金額の変更があった場合には、変更調定をするのが本来の事務処理である。</p> <p>このことについては、平成27年度、平成29年度、令和元年度、令和3年度と過去4回の定期監査においても同様の指導を行っていたが、改善されていなかった。</p> <p>地方自治法、八代市会計規則、「会計事務の手引き」等に基づいた適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) 指摘事項については、交付金の交付決定通知時に調定を行うよう係内で共有をしておりましたが、結果的に確定通知で処理を行っていました。</p> <p>今後、同様の交付金等の国県支出金の受入れにあたっては、指摘のありました交付決定時に調定を行い、金額の変更があった場合には、変更調定を行うことを徹底します。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名                    企画政策課  
監査対象年度                令和4年度  
監査実施期間                令和5年6月2日 ～ 令和5年6月27日

指摘事項	<p>SDGs全体マネジメント・普及啓発業務のうち、SDGsピンバッジの作成等一部の業務が、市の承諾がないまま再委託により行われていた。</p> <p>再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方や再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、市が適当と認めた場合に、書面により再委託の承諾を行う必要があった。</p> <p>今後、書面による再委託の承諾を実施するなど、契約書の規定に基づき適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>今後の業務委託において、再委託が発生する場合には、再委託業務の内容を記載した書類の提出と、内容確認のうえ再委託の可否を書面により行うよう事務の改善を図りました。</p> <p>今後もしも指摘事項を踏まえ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 循環社会推進課  
監査対象年度 令和 4年度  
監査実施期間 令和 5年 6月 2日 ～ 令和 5年 6月 27日

指摘事項	<p>環境センターの建物及び敷地における飲料水自動販売機の設置に係る5件の行政財産貸付契約について、貸付期間が令和3年3月31日までとなっており、その後の貸付契約がないまま、令和3年4月1日以降も飲料水自動販売機の設置が継続され、財産貸付料の徴収が行われていた。</p> <p>行政財産の貸付け及び貸付料の徴収を行うには、貸付けの開始前に契約の締結を行い、契約期間に空白が生じないようにする必要があった。</p> <p>適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった行政財産貸付契約については、令和5年3月に自動継続についての条項がないことが判明したため、令和5年4月1日付で継続を希望された業者と1年間の行政財産貸付契約を締結しました。令和6年度以降については、令和5年度中に入札を行い、相手方を決定して契約を締結する予定です。</p> <p>今後は、貸付けの開始前に契約の締結を行い、契約期間に空白が生じないよう、適正な契約事務に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 環境施設課  
監査対象年度 令和4年度  
監査実施期間 令和5年6月2日～令和5年6月27日

指摘事項	<p>衛生処理センター運転管理業務委託において、受託者より令和4年4月1日付けで提出された、衛生処理センター脱硫剤取替修繕業務及び衛生処理センター受入槽清掃業務における再委託承諾申請書に対して、承諾手続が行われていなかった。</p> <p>八代市標準業務委託契約約款第6条に、「受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と規定されていることから、再委託について承諾する場合は、受託者へ書面により承諾手続を行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった承諾手続きについては承諾した書面を受託者に通知するように改善しました。今後は、承諾手続きが必要な書面については承諾した書面を受託者に通知するように取り扱います。</p>